



府 食 第 5 6 6 号

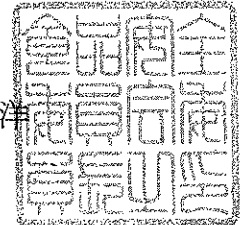
令和元年12月17日

農林水産大臣

江藤 拓 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年12月10日付け元消安第3902号により貴省から意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症・牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症混合（アジュバント加）ワクチン（“京都微研。キャトルウイン-5Hs）」（以下「本ワクチン」という。）については、「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン（“京都微研。キャトルウイン-5Hs））」としての製造販売の承認に係る食品健康影響評価要請に対して、平成25年8月19日付け府食第676号により、「食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」との回答を通知している。

本ワクチンの再評価は、ワクチンとしての有効性に関するものであり、ヒトの健康に与える影響の程度については、同回答の通知時から変更はなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。